

○3番（柴田正高君） ついでにちょっと伺いますけども、除雪中に田んぼや何かの畔だとか側溝、毎年みたいにちよつとこう損傷するところがあるんですよね。そういう部分もこの除雪の費用で修理されるのか、それはまた別費用でこうなされるのか、そのことを教えてください。

○議長（須藤正人君） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 平年ですと、除雪した後に田んぼに例えば石が入るとかそういうものについては除雪費で、それから塀が壊れたとかですね、今年の場合はそれに加えて雪が多くて、おそらくできるだけ雪がこう自然に消えるような、まず状況ができればいいわけですがけれども、どう考えてもやっぱり春作業に影響あるぐらい残るというものについては、今年はその分もやらせなければいけないということでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第1号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第2号、八峰町の証明事務等の窓口を農業協同組合に設置する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号、八峰町の証明事務等の窓口を農業協同組合に設置する条例の一部を改正する条例制定でございます。

八峰町の証明事務等の窓口を農業協同組合に設置する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

提案理由でございますが、秋田やまもと農業協同組合八森支店が廃止されることによる改正でございます。

内容についてでございます。内容ですが、2条中「峰浜支店及び八森支店」を「八峰支店」に改めます。第4条第1項中「峰浜支店及び八森支店」を「八峰支店」に改めるものでございます。

これは平成24年3月24日からの施行でございます。

以上でございます。

- 議長（須藤正人君） これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番見上政子さん。
- 2番（見上政子さん） 八森支店がなくなることで八峰支店の方にワンストップのサービスをやられる方は行かれると思うんですが、ほとんど行かないと思うんですけれども。ただ、担当者は替わらない訳ですよ。これを扱う担当者というのは、同じ方がやられると思うんですが、いろんな書類を申請に行ってもなかなかその担当者がこう扱ってくれなくて別の人がやらざるを得なかったり、非常に農協の窓口でモタモタするというふうな声を聞いたことがあるんですけれども、その何ていうか、担当者は誰々ですとか、それからはっきりした何ていうんだ、名札とかそういうのをわかりやすく表示されているものなのでしょうか。
- 議長（須藤正人君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。
- 町民生活課長（金平公明君） 今ご質問のあった件ですが、農協さんの方から名簿をいただいて、うちの方で委嘱してもらった方については委嘱状を交付してございます。ですから、農協から推薦していただいた方を3月24日でも委嘱状を交付したいと思います。ただ、名札に関しては、この人がワンストップ担当とかという名札についてはやってないかと思いますが、今後、農協さんと検討したいと思っております。
- 以上でございます。
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。11番阿部栄悦君。
- 11番（阿部栄悦君） 今まで八森地区の人でですね、この支店を利用していた方が、今度、埴川地区まで走らなければいけないという状況が出る訳ですよ。なくなるから。
- 5番（門脇直樹君） 東八森郵便局があるから・・・。
- 11番（阿部栄悦君） いや、そうじゃなくて、八森支店の窓口を利用している方、こ

行かなきゃならないし、すごい不便だという話は確かに聞くことは聞きます。これは農協がいろんな考え方で組合員の合意を得ながら進めている事業だとは思いますが、だからそこら辺では皆さん方も農協関連の人も何人もいる訳ですから、そういう場でもまた少し発言してもらって、町としても何か農協との懇談会とかありますので、そういう機会にですね是非地域でいろんな声があればそれを、こういう話があるので農協としてもやっぱり改善すべきじゃないかという話はですね出すことはやぶさかではないと思っていますので、そういう立場で、私も細かいところまでの声を聞いていませんので、何か後でまたそういうものを集約しながら農協との接触する機会があればお話をしたいなと思っています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） J Aの方にワンストップサービスをお願いするに当たって、当然、町の方でそれに対応できるような機器といたしますか、設備を負担をされたと思うんですね。それを廃止するというのはJ A側の一方的な都合でこう廃止されるということは、結局はその契約の破棄はJ A側の一方的なあれで廃止されることになると思うんですね。そうすれば、その設置に伴う費用等の弁償義務とかその機器の扱いとかって、そういうのはどのように考えているんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。

休憩いたします。

午前11時44分 休 憩

.....
午前11時45分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 今の件ですが、八森支店の機器については、うちの方で回収いたします。峰浜農協についているものはそのまま継続して使えますので、八森支店の部分の機械についてはうちの方で回収いたします。その手数料とかは一切かかりませんので、ただ機械だけ、うちの方で回収します。

以上ですが。

○議長（須藤正人君） 3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今の当然説明でね、それこそまず委託の契約は当然結ばれて、そ

れがどのような内容になってるのか私その内容まではわかりませんが、おそらく単年度ごとの更新とかじゃないんだろと思うんですね。おそらく何年間の契約だと思うんですよ。それで契約途中の破棄ということになれば、当然そのところに町としては何らかの損害が発生する訳ですね。せっかく町でワンストップサービスのお願いして町が機器でそこを新たに購入して設置された訳ですから、それについて当然、JA側とその設置した費用等についての話し合いはなされてしかるべきだと私はこう考える訳ですけども、その点についてお知らせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたしますけども、そもそものワンストップ、農協まで、郵便局全部と農協で拡大するのは、合併をしながら、しかも庁舎建設というものがあって、町民がやっぱりこの窓口が、ここまで全部来るのでは大変だろうと。従って、そういう公共機関的なものを利用しながら取れるようなシステムにしましょうということで、こちらの側の方から逆に農協の方に提案している訳ですので、そういった形でうちの方で設備もしましたし、逆に1件当たりの手数料も払ってる訳ですから、やっぱり相手方のいろんな事情によって、その事情が全く理不尽なもので過失があったり何かしてそういうものであれば別ですけども、今の中では正常な話し合いの中でそういうものを認めておりますので、あえて農協に対してそういうものに対してこういろんな賠償的なものを求めるとかそういうことは一切ありません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 先ほどの町長のお話では、担当者が替われば町の方に担当が替わりましたということで連絡文書なり来ると思うんですけども、ただ、その人に限らず、絶対その人でなければならないというふうなことではないというふうなちょっとニュアンスに聞こえたんですけども、ただやっぱり行った場合に、プライバシーに関するような問題であんまり担当者以外には見てほしくないようなものも何かあったりする場合に、やはり担当者にこれを扱ってほしいというふうなこと、こういうふうな声がありました。ですから、そこら辺も、これはやっぱりワンストップっていうのは町に代わって代行することであるので、担当者がどうしてもいない場合は、ほかの職員の場合、こういうところに注意して欲しいというふうなことはしっかりと申し述べてほしいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） さっき申し上げた1つ目は、八森支店がなくなって向こうでいた人がそのまま全部なるのかって話で最初はされたので、その話は農協内部の人員配置の中で全く全部同じになるとは限りませんよと、この話は一つであります。

それから、あらかじめ農協の方からこれこれの人をそういう事務を扱われるようにという話があります。うちの方では、だからそれに対して委嘱する訳ですので、こういう委嘱を受けた人でないと、誰でもかれでも全部やるというふうな状況にはなってません。特に今おっしゃったようにいろんなプライバシーの問題もありますので、そういう面では、はっきりやる人をですね定めながら、委嘱しながらやっています。いろいろやっている中で、今、見上さんがおっしゃったように何か問題があるとすれば、そういう点については農協の方に話をして改善するようには求めていると思っています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 議案第3号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、監査委員の月額報酬を改正するための条例改正でございます。

次のページをご覧ください。また、

改正内容でございますが、監査委員の識見を有する者の「月額2万5,000円」から「月額3万円」に5,000円引き上げる改正と、議員たる者「月額2万円」から「月額2万5,000円」に5,000円それぞれ引き上げる改正でございます。

これは24年4月1日から施行するものでございます。

監査の対象となる業務が近年増加してきております。また、県内町村の状況なども勘案しながら報酬額を改定するものでございますので、宜しくお願いいたします。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） お伺いいたします。

それぞれ合併する前のこの報酬、監査の報酬というのはどのくらいだったんでしょうか。合併して量が倍に増えたと思うんです。それに関する日数もかなり費やされてきたと思うんですけれども、どのくらいの日数、現在費やして、合併前の監査の報酬はどのくらいだったのか教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） まず、合併前の監査委員の報酬の月額でございますが、識見を有する者、これは峰浜村では2万5,000円、八森町では2万2,700円でございます。それから、議員たる者につきましては、峰浜村が2万円、八森町が1万6,300円となっております。現在の金額、報酬額は合併前の峰浜村と同額となっております。

それで、日数につきましてはちょっと把握しておりませんが、毎月の例月出納検査から始まりまして、これは毎月やります。それから随時監査、それが2回。それから決算審査、それから随時監査は、これは指定管理団体とか支援している団体の監査でございます。それから物品等の実査、それから定期監査、工事監査など、かなり日数がかかっているところであります。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、八峰町暴力団排除条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 議案第4号、八峰町暴力団排除条例制定について、ご説明いたします。

八峰町暴力団排除条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤 和 夫

提案理由でございますが、町や町民、関係機関などが連携して暴力団の排除を進め、また秋田県暴力団排除条例と一体となって取り組むことにより、安全で安心な町民生活確保のため条例制定するものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

第1条は条例の目的を定めております。この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務を明らかにすると共に、暴力団の排除に関する施策について必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民生活の安全と平穏を確保し、及び町民経済の健全な発展に寄与することを目的とすると定めております。

第2条は用語の定義を定めております。暴力団、それから暴力団員、町民等それぞれそこに用語の意義を定めております。

第3条、基本理念ですが、県条例を踏襲して定めております。暴力団の排除は、暴力団が町民の生活及び事業者の事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団に対して資金を提供

しないことの3つをですね基本として、町、町民等、関係機関及び関係団体の相互の連携協力の下に推進されなければならないと規定されております。

第4条、町の責務でございますが、町は、前条に定める基本理念に則り、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び実施するものとする。2つ目ですが、町は暴力団排除に資すると認められる情報を得た時は、県に対し、当該情報を提供するものとするというふうに定めております。

第5条、町民等の責務でございますが、まず1つ目は、町民は、基本理念に則り、暴力団の排除の活動に自主的に取り組むように努めると共に、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するように努めるものとする。2つ目ですが、これは事業者です。事業者は、基本理念に則り、その行う事業に関し暴力団が利益を得ることとならないように努めると共に、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するように努めるものとするということです。3つ目ですが、町民等ですが、これは町民等、事業者のことです。暴力団の排除に資すると認める情報を得た時は、町に対し、当該情報を提供するように努めるものとする定めております。

それから、第6条、町の事務及び事業における措置ですが、町は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団が利益を得ることとならないように、公共工事の入札に暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者を参加させないこと、その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする定めております。

第7条は啓発活動です。これにつきましては、町民等に対して啓発活動を行うということ定めております。

第8条、行事からの暴力団の排除につきましては、町が共催し、又は支援する祭、興業その他の公共の場所に多数が一時的に集合するような行事を主催する場合は、当該行事の開催及び運営に係る約款、規約その他の定めにおいて、次に掲げる事項をその内容に含むように努めるものとする規定しております。1つ目は、当該行事の開催及び運営に関し、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者を利用しないこと又は関与させないことということです。2つ目は、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者であることを知りながら、その者の露店、屋台その他これらに類する店を出店させないこと。これらをまず約款とか規約に定めるように努めるということでございます。

第9条は委任条項でございます。この条例は平成24年4月1日から施行するもの定めております。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） もう少し詳しくちょっと知りたいと思います。

5条、6条とか8条には暴力団員及び暴力団との密接な関係を有する者ってありますけれども、この情報とかこれは当局で把握しておられるのでしょうか。でないと、わかりやすいですね。当然それをわかってないと、どういうふうにしてそれを阻止するかはできないと思いますので、それは当然わかっているのかどうなのか。その点と、それから啓発活動を行うということですが、8条には町が共催し、支援するとありますけれども、例えば自治会で盆踊りとか自治会のいろんな行事がありますけれども、そういうところにも入ってくる可能性があるんですが、これを行政連絡員といいますか、そちらの方にもこういう、町でこういうことを決めたので自治会でも協力して欲しいとかこういうふうなことを当局はやる予定でしょうか。その辺をお知らせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） もちろん町としては暴力団の情報はわかっておりませんし、把握はしておりません。どうするのかということですが、これは警察署と協力して、警察署の方から情報をいただくことにしています。その情報のやり取りの方法につきましては、これから警察署と合意書を交わす協議をしております。それで情報につきましては警察署から頂戴するというようにしております。

それから、自治会等のいろんな催し物にも、これは適用されるのではないかとということですが、もちろんその努力目標ではございますが、自治会さんの方につきましてもこの条例の趣旨に則っていろんな催し物を運営していただきたいと思いますので、条例が施行になりまして、4月中には行政協力員会議がございます。その場合においてですね自治会の方にはご協力をお願いしたいと。内容の説明をしながらご協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 町の責務についてちょっと聞きたいんですけども、2項に情報を得たときは県に対して情報提供するとありますけども、こうなると町では現実にそういう事態が発生した時には県に報告して改めてその対策なり対応をしてもらうということ

の順番になるのかですね、それとも地元警察にすぐ連絡すれば即座に対応してもらえるものなのか、この辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） この条項につきましては、もちろん県の方で知り得た情報につきましては町の方にも頂戴することになりますし、町で知り得た情報につきましては県の方に当然情報提供するということになりますが、暴力団に対する我々の取り得る行動といいますかね、取り得る施策とかというのは、我々町で独自に警察から情報を得て実施していきます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） それこそ暴対法の強化に伴ってこれ町の方でも条例を制定するものだと思うんですが、先ほどの見上議員の質問じゃないんですが、昔と違いまして明らかに肩で風を切って誰が見ても暴力団とわかるような人はもうほとんどいなくなって、それこそ企業舎弟と言われるように警察でも、世の裏にうまくもぐりこんで、警察でもこの人が暴力団だと見分けられないような事例が多々こう見受けられます。そういう中であって私が今心配しているのは、この条例がザル法的になる懸念があるということですね。結局は、その警察から今暴力団云々の情報を得ることなんですけど、警察もおそらくね把握してない部分、企業舎弟と言われるようなそういう部分もあるんだろうと思うんです。うまくこう社会に同化して溶け込んで、実際は詳細に調べた結果、繋がりがあつたとかそういう事例がおそらく発生するんじゃないかと思っております。せっかく定めたこの条例がザル法的にならないかとかこう感じる訳ですけども、その点についてどう考えてるのかお伺いいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 警察でもわからないような暴力団らしい方々をどうするのかということですが、町としてはあくまでも警察署に照会して、警察署の証明に基づいて実施していくつもりでございます。暴力団というふうなものが第2条に規定してあるわけなんですけれども、この暴力団について排除するということなので、これに該当していない者につきましてはなかなか潜在的なものは難しいかと思えます。

以上です。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 若干補足しますけれども、今、国会の場でもこの暴力団対策の法

案が強化される立場で今議論されています。これは実際問題が起こった場合でなくて、起こると予想される場合についても警察で対応できるような状況に今変えるようでございますけども、そういった法律の中で、やっぱり実際的な取り締まりをする。町が実際、暴力団と対峙しながらね取り締まったりする訳ではございませんので、そこら辺はお互いに連絡を、情報交換をしながら適切に対応してもらおうと。現に今、私の方で照会出せば警察の方でもちゃんと教えてくれると、わかってる限りの情報を教えてくれることになっておりますし、もっと詳細のものは、先ほど申し上げたようにこれから協議をしながら具体的に進めていきたいなと思っております。

それからもう一つは、この条例そのものにつく、県もそうですけども、やっぱりこう対外に向かってこれに対する姿勢をちゃんとアピールしていくという、そういう大きなねらいもございますので、そういった観点からも捉えていただければというふうに思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） 5条の町民等の責務でありますけれども、町民がこれに協力をすることによって暴力団に危害を、暴力団とトラブルが起きたり、危害を加えられたりした場合、その町の対応といいますか責任というものはどうなりますか、その点ちょっと伺っておきたいと思えます。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 警察と町の情報に関しても、いちいちこれは外部に知られるような形では絶対ありませんので、それから個人的なそういう情報についてはなおさら慎重にいかなきゃならないので、そういうことはもう今の中で、警察の取っている対応の中でもう確立されていますから余り心配ないと思えます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第4号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後 0時10分 休 憩

.....
午後 0時58分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第8、議案第5号、八峰町空き家等の適正管理に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第5号についてご説明いたします。

八峰町空き家等の適正管理に関する条例制定についてでございます。

八峰町空き家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり制定するものです。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。八峰町内にある空き家等の適正な管理に関し、必要な事項を定めることにより、管理不全な状態になることを未然に防止し、町民の安全・安心の確保及び生活環境の保全を目的に制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の中身でございます。1条は目的を定めたもので、先ほど提案理由と同じでございます。

2条については定義を定めてございます。この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

1つ目が、空き家等とはということです。町内に所在する建物その他の工作物（以下「建築物」といいます）で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地といいます。

2つ目でございます。管理不全な状態とは、次に掲げる状態を定めてございます。1つ目が、老朽化若しくは台風等の自然災害によって、建築物が倒壊し、又は建築物に用いられた建築資材が飛散し、若しくは剥落することにより、建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態。2つ目が、建築物に不

特定の者が侵入することにより、犯罪又は火災が誘発されるおそれがある状態です。3つ目が、建築物の敷地内にある草木が繁茂し、又は動植物、昆虫等が相当程度に繁殖し、人の生命、身体若しくは財産又はその敷地周辺的生活環境に害を及ぼすおそれがある状態でございます。

3つ目が、所有者等を定めてございます。町内に所在する建築物又はその敷地を有し、又は管理する者をいいます。

4つ目が、町民等とはと定めてございます。町内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者を定めてございます。

第3条は民事による解決との関係を定めたものでございます。この条例の定義は、管理不全な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家が管理不全な状態にあることにより被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではないと規定してございます。

第4条は空き家等の適正管理を定めたものでございます。空き家等の所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正な管理をしなければならないということを定めてございます。

第5条は情報提供でございます。町民等は、管理不全な状態である空き家等があると認める時は、町長に対し、その情報を提供することができると定めてございます。

第6条は実態調査でございます。町長は、前条の規定による情報提供があった時、又は適正な管理されていない空き家等があると認める時は、当該空き家等の実態調査をすることができるものと定めてございます。

第7条が立入調査でございます。町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をされることができる。この場合において、必要があると認める時は、専門的な知識を有する者を同行させ、客観的な判断を求めることができる。2つ目が、前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があった時は、これを提示しなければならないと定めてございます。3つ目が、第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第8条は助言又は指導を定めてございます。町長は、前条の規定による立入調査により、空き家等が管理不全な状態であると認める時、又は管理不全な状態になるおそれがあると認める時は、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正な管理のために必

要な措置について助言し、又は指導することができる。

第9条は勧告でございます。町長は、前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にある時は、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告するものでございます。

第10条が命令でございます。町長は、空き家等の所有者等が前条の勧告に応じない時、又は空き家等が著しく管理不全な状態であると認める時は、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第11条は公表でございます。町長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなく命令に従わない時は、その者に意見を述べる機会を与えた上で、八峰町公告式条例により、掲示板への掲示により、次に掲げる事項を公表することができる。1つ目が、命令に従わない者の住所及び氏名でございます。法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名でございます。2つ目が、命令の対象である空き家等の所在地。それから3つ目が、命令の内容。4つ目が、前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項でございます。

第12条は行政代執行を定めたものでございます。町長は、第10条の規定による命令を受けた所有者等が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、不履行を放置することが著しく公益に反すると認める時は、行政代執行法の定めるところにより代執行を行うことができると定めてございます。

第13条は関係機関との連携でございます。町長は、緊急を要すると認める時は、本町の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な協力を依頼することができるということでございます。

このほか14条では、条例の施行に必要な事項を規則で定めることができると規定してございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） この条例を代執行する時に際してなんですけれども、この前の説明では解体費を所有者等に請求するというお話でありました。例えば昨日テレビの報道で大仙市の代執行が報道されていましたが、その場合、解体の費用がなくて解体